

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年 8 月20日
【会社名】	株式会社トーヨーアサノ
【英訳名】	Toyo Asano Foundation Co. , Ltd .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植 松 泰 右
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市原815番地の 1
【電話番号】	055 (967) 3535 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉 山 敏 彦
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市原815番地の 1
【電話番号】	055 (967) 3535 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 杉 山 敏 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の有する債権について取立不能または取り立て遅延の恐れが生じ、これにより当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．取立不能又は取立遅延債権のおそれ

(1) 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

当該取引先については、法的整理や手形の不渡り等の事実は発生していないため、当該取引先の事業継続への影響等を考慮し、名称等概要の公表は差し控えさせていただきます。

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は、当該取引先に対しコンクリートパイルの販売・施工を行っておりますが、取り巻く事業環境の変化に対し当該取引先の経営状況が急速に悪化している中、2026年2月期第2四半期連結決算において、回収の金額及び時期に不確実性が存在し取立不能又は取立遅延の恐れがあると判断いたしました。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

売掛金 400百万円

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

上記債権額に対し323百万円を2026年2月期第2四半期において、特別損失に貸倒引当金繰入額として計上いたします。

2．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生年月日

2025年8月20日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、本件取立不能又は取立遅延債権のおそれに記載したとおり、当該取引先の売掛金に対し、貸倒引当金繰入額を計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2026年2月期第2四半期連結決算において、特別損失に貸倒引当金繰入額として323百万円を計上いたします。